

用途地域による主な制限(斜線・日影)

建築基準法第56条、第56条の2及び第58条による制限 ※1

用途地域※2	道路 斜線	隣地 斜線	北側 斜線 ※3	日影規制(5m ~10m,10m~, 測定面)	高度地区の制限			
					地区	北側斜線	最高高さ	
第一種低層住居専用地域	1.25L	—	5+1.25L	3h-2h-1.5m	第1種高度	5+0.6L	10m	
第二種低層住居専用地域	1.25L	—	5+1.25L	3h-2h-1.5m	第1種高度	5+0.6L	10m	
第一種中高層住居専用地域	東横線以西	1.25L	20+1.25L	10+1.25L	3h-2h-4m	第2種高度	7.5+1.25L	15m
	東横線以东	1.25L	20+1.25L	10+1.25L	4h-2.5h-4m	第2種高度	7.5+1.25L	15m
第二種中高層住居専用地域	東横線以西	1.25L	20+1.25L	10+1.25L	3h-2h-4m	第2種高度	7.5+1.25L	15m
	東横線以东	1.25L	20+1.25L	10+1.25L	4h-2.5h-4m	第2種高度	7.5+1.25L	15m
第一種住居地域	東横線以西	1.25L	20+1.25L	—	4h-2.5h-4m	第3種高度	10+1.25L	20m
	東横線以东	1.25L	20+1.25L	—	5h-3h-4m	第3種高度	10+1.25L	20m
第二種住居地域	東横線以西	1.25L	20+1.25L	—	4h-2.5h-4m	第3種高度	10+1.25L	20m
	東横線以东	1.25L	20+1.25L	—	5h-3h-4m	第3種高度	10+1.25L	20m
準住居地域	東横線以西	1.25L	20+1.25L	—	4h-2.5h-4m	第3種高度	10+1.25L	20m
	東横線以东	1.25L	20+1.25L	—	5h-3h-4m	第3種高度	10+1.25L	20m
近隣商業地域	1.5L	31+2.5L	—	5h-3h-4m※4	第3種高度※4	10+1.25L※4	20m※4	
商業地域	1.5L	31+2.5L	—	—	—	—	—	
準工業地域	1.5L	31+2.5L	—	5h-3h-4m	第3種高度	10+1.25L	20m	
工業地域	1.5L	31+2.5L	—	—	第4種高度※5	10+0.6L※5	20m※5	
工業専用地域	1.5L	31+2.5L	—	—	—	—	—	

※1 L=水平距離

※2 現在、川崎市では田園住居地域の指定はありません。

※3 川崎市では高度地区の制限のほうが厳しくなります。

※4 容積率200%で指定されている地域に限ります。

※5 住宅系の建築物のみに適用されます。

高度地区制限図

